

第94回

特別支援教育実践研究センターセミナー報告

日 時 平成29年1月22日（日）10時～12時

講 師 熊谷恵子先生（筑波大学人間系 教授）

演 題 発達障害の理解と支援

ー学習スタイルとインクルーシブ教育への示唆ー

1 発達障害と障害者権利条約

通常の学級に在籍する発達障害のある子どもの教育的支援の重要性が注目されている。知的障害を伴わない発達障害として、学習障害（「聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する」能力のうち一つ以上の著しい低下を特徴とする）、注意欠陥多動性障害（不注意や多動性・衝動性を特徴とする）、自閉スペクトラム障害（相互的な社会的コミュニケーションや対人的相互反応の障害や限定された反復的な行動、興味、または活動の様式を特徴とする）がある。文部科学省が平成24年12月に発表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」では、知的発達に遅れはないものの学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）又は行動面（「不注意」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり等」）で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%であることが示されている。このように発達障害の可能性のある子どもが通常の学級の中に小さくない割合で在籍することが示されており、発達障害の子どもが障害のない子どもと一緒に学ぶことのできるインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

2 合理的配慮と基礎的環境整備

インクルーシブ教育システム構築に向けた法的整備が進められている。日本は、平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、いくつかの法改正等を経た平成26年1月に同条約に批准した。「障害者の権利に関する条約」の第24条教育では、障害のある者となない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの確保が掲げられており、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないように措置を図ること、さらに障害のある者の学習の質を保障するために個人に必要とされる合理的配慮の提供の必要性が明確にされている。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、各学校に対して合理的配慮の提供を義務づけるものであり、各学校は、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることとなった。

文部科学省は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を行うために、合理的配慮と合わせて、合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）によって障害のある子どもの教育環境の整備を行う方針を示している。合理的配慮は個人のニーズに対応した支援という意味合いが強いが、基礎的環境整備は多様な子どものニーズに対応できるように支援環境の底上げを図るという意味合いがあり、授業のユニバーサルデザイン化が含まれる。

3 学習スタイルを考慮した指導

発達障害の子どもたちは、知的能力に大きなアンバランスさがあり、著しく高い能力を示す領域があれば、著しく低い能力を示す領域もある。このような能力のアンバランスさは、子どもたち一人ひとりの学習スタイルの違いを作り出す背景となる。さまざまな学習スタイルを考慮した指導が行えるように授業のユニバーサルデザイン化を図ることが重要である。

学習スタイルを把握する観点として、環境的、情緒的、社会的、身体的、心理的な観点の5つがある（Carbo et al., 1986）。環境的な観点は、音、あかり、温度、設計などの要素を含み、学習をしやすい環境の把握を行う。情緒的な観点は、動機づけや持続性、責任、構造（秩序）などの要素を含み、本人の意欲を引き出せるような状況を把握する。社会的な観点は、仲間、自分一人、二人一組、チーム、大人、雑多などの要素を含み、誰とどのように学習に取り組むことで最も成果が得られやすいかを把握する。身体的な観点は、知覚、食物摂取、時刻、移動などを含み、優位な感覚様式の把握などを行う。心理的な観点は、分析的・全体的、大脳半球の優位性、熟慮型・衝動型などを含み、優位な処理様式の把握を行う。

環境的な観点に基づいた学習支援の例を挙げる。アーレンシンドロームの子どもたちは、光に対する過敏を示すため、カラーレンズをかけて減光することにより見えやすくなることが報告されている。また、カラーフィルムを紙面に被せることによっても、読みが改善されるケースも報告されている。角田・熊谷（2016）は、アーレンシンドロームのBlue、およびGreen、Redの光量の変化と見え方について実験を行い、非アーレンシンドローム群では光が強い方が見やすいのに対して、アーレンシンドローム群では光が強いと見えにくいことを明らかにし、光量に配慮することの重要性を確認している。

身体的な観点からの把握では、優位な感覚様式を特定することができる。子どもたちが、見ることによって学習しやすい視覚優位な学習者であるか、聞くことによって学習しやすい聴覚優位な学習者であるか、身体を動かしてとにかくやってみることによって学習しやすい体感覚優位な学習者であるかに応じて、指導方法を変えることが重要である。また、一斉授業においてはまず、どの感覚様式からも情報を受け取れるように少なくとも「話して（聴覚）、見せて（視覚）、活動させる（体感覚）」という3点から授業内容を伝えることが重要である。

心理的な観点からの把握では、優位な処理様式を特定することができる。子どもたちが、1つずつの情報を時間的に系列的に処理することにより学習しやすい継次処理優位な学習者であるか、複数の情報を同時的・全体的に処理することにより学習しやすい同時処理優位な学習者であるかを把握し、特性に応じた指導を行うことが重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、子どもたちの学習スタイルを考慮した指導を行うことが重要である。そのためは、これまで行われてきたような画一的な指導ではなく、例えば感覚様式や処理様式に対応した複数の教具を準備するなど、子どもたちの学習の多様性を保障する指導を行うことがより一層重要である。